



消 安 全 第 2 6 2 号

平成 29 年 7 月 20 日

公益社団法人日本通信販売協会

会長 阿部 嘉文 殿

消費者庁消費者安全課長 野田 幸裕



刈払機に関する安全対策について（要請）

平素より消費者安全行政の推進に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。
消費者庁には、平成 21 年 9 月から平成 29 年 6 月までの間に、刈払機や草刈機（動力で高速回転する刃により草を刈り払う機器、以下「刈払機」と言います。）の使用において「刈払機で左足を切った」「作業中、刈払機が欠けて、その破片（鉄片）が左眼に飛入した。」「刃にツタが絡まったので取ろうとしたところ、手が巻き込まれケガをした」等の事故情報が 140 件寄せられています（詳細は別添注意喚起を参照）。

刈払機の消費者事故の防止においては、販売時にも刈払機の正しい使い方や注意を怠ると事故につながることに十分な説明を行い、使用者が危険性を理解したうえで、用途にあった製品、保護具を購入できるようにすることが重要です。

貴協会におかれましては、上記を踏まえ、会員各位に対し、講習会を開催するなど、刈払機の購入者、使用者へ刈払機の事故防止対策についてより一層の周知、啓発を図っていただくよう要請致します。

以上

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、山川、外園

TEL : 03-3507-9137 (直通)